

令和5年住宅・土地統計調査 準備事務実施のお知らせ

現在、この地域において令和5年10月に総務省統計局が実施する「令和5年住宅・土地統計調査」の準備事務（単位区設定）を行っております。



建物内の住戸数などの確認について ご協力をお願いします。

この準備事務では、調査を円滑に行うため、アパート・マンションなどの建物内の住戸数や、寮・旅館・事務所などの居住世帯の有無を確認しております。

皆様のご協力をお願いします。

- この準備事務は、法令に基づき行っているものです。
（住宅・土地統計調査規則第十二条第一項）
- この準備事務を行っている職員（指導員）は、都道府県知事が任命した地方公務員です。（指導員には、「指導員証」が交付されています。）

<参考法令>住宅・土地統計調査規則（抄）

（単位区の設定）

第十二条第一項 市町村長は、実施年の二月一日現在により、直前に行われた国勢調査のため設定された調査区のうち総務大臣が指定する調査区において総務大臣の定める方法により単位区を設定するものとする。

